

平成 27 年 1 月 30 日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
会長 宮島 喜文 様

定款・諸規程改定委員会

委員長

土居 修

副委員長

横地 常広

委員

伊藤 茂雄

下田 勝二

岩上 みゆき

中井 規隆

江角 智子

運天 政五郎

松本 祐之

担当理事

上原 昭浩

(委員 順不同)

委員会の開催

- 1 第 1 回委員会：平成 26 年 8 月 8 日（金）日臨技会館 会議室
- 2 第 2 回委員会：平成 26 年 9 月 5 日（金）日臨技会館 会議室
- 3 第 3 回委員会：平成 26 年 10 月 10 日（金）日臨技会館 会議室
- 4 第 4 回委員会：平成 26 年 11 月 14 日（金）日臨技会館 会議室
- 5 第 5 回委員会：平成 26 年 12 月 5 日（金）日臨技会館 会議室
- 6 メール審議：答申案の確定のため、必要都度

# 「定款・諸規程改定委員会」

## 答 申 書

### 1. 当委員会の姿勢

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会（以下「当会」という。）定款・諸規程改定委員会（以下「本委員会」という。）は、当会会長の諮問により設置された委員会であり、その目的は現行定款及び諸規程によって運営されている現状の確認を行い運用にあたり齟齬が生じていないかの検証、検討も含め設置されたものである。

現行定款は平成24年の一般社団法人化を前提に平成23年5月14日に制定されたもので、一般社団法人の設立登記の日から施行され、現在に至っている。

しかし、法人法の改正前に定款改定を行ったため定款と運営諸規程との互換性の問題をはじめ、幹事会や総会で議論となる都道府県技師会との間の会員身分の問題、支部統合分割の問題、総会開催時期、理事会開催回数など、法人運営上の必要から定款において明確にすべき問題が生じている。

変遷する社会において、医療を通じ広く国民に貢献できる団体を目指す当会においては、そのような点を明確化して当会が引き続き堅実に、さらには革新的に活動して行く事を念頭に当委員会では議論した。

### 2. 当委員会の結論

次ページ以降に示すとおり、定款の一部改定が必要であるとの見解を全委員で一致を見た。しかし、定款の改正にあたっては、執行理事会、理事会などが中心に会員、支部、都道府県技師会への十分な説明と会員からの意見聴取（パブリックコメントの募集など）をもって十分検討される事を願う。

諸規程類については、その改正には理事会決定を要するが、これまで十分タイムリーに運営上の齟齬が生じていると考えられる部分の改正が行われてこなかったことを確認した。今後は日常運用を担う事務局から提示される問題点や意見も詳細に分析検討し、適切な改正が行われるようにすべきである。当委員会では、あえて、個々の諸規程類の改正案の提示は行わないこととした。なお、事務局においては法務に明るい担当者を配置して規程類の管理を行うように望む。

また、臨床検査技師免許取得を目指す学生が、医療現場の実態や職域活動などについてより分かりやすく理解でき、学術の研鑽の場である当会主催の学会（支部学会、研修会、講習会を含む）への発表、参加において、それに係わる費用面で非会員同等の扱いを行うのではなく、当法人がその育成に貢献する為にも、学会運営規程などに学生参加の取り扱いに配慮した改正がなされるべき事を併せて意見として提出する。

## 1. 目的および日臨技正会員の定義について（定款の改正）

現在の定款では、第3条において、この法人の目的は臨床検査技師及び衛生検査技師（以下検査技師）の制度・身分の確立及び学術技術の向上並びに福利厚生・相互団結の充実を図り、もって検査技師の職能意識を高めることにより、国民の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とすると定めている。

しかし、実際に、この目的を達成するため第4条に定める各事業を行うに当たり、同じ目的を共有する都道府県技師会の協力が不可欠である。

日本看護協会の例を見ても、目的の中に、「本会は、都道府県看護協会との連携のもと、・・・」とされた上で、正会員の定義は、「都道府県看護協会の会員である保健師、助産師、看護師又は准看護師であって本会の目的に賛同して入会したもの」としている。

よって、当会においても、都道府県技師会との連携を明確にした上で、正会員の定義も改正されることが望ましいと結論し、第3条、第7条1項及び第8条を改正する事を提案したい。

第7条では、特に免許資格の有無を定義せずに、次の第8条の入会のところ「正会員は臨床検査技師または衛生検査技師免許を有する者とする」と定義が分散しておりバランスに欠く。

ただし、現実に「日臨技のみ会員」が存在するため、定款改正をもって厳密な運用を求めることはせず、一定期間の経過措置をもって会員の理解を得ることが必要である。念のため付記すると、本改正によって「都道府県のみ会員」を否定するものではない。

### 現 行

第3条 この法人は、臨床検査技師及び衛生検査技師（以下「検査技師」という。）の制度・身分の確立及び学術・技術の向上並びに福利厚生・相互団結の充実を図り、もって検査技師の職能意識を高めることにより、国民の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第7条1項 正会員 この目的に賛同して入会した個人

第8条 正会員は臨床検査技師または衛生検査技師免許を有する者とする。

2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議により別に定める入会申込書により申し込むものとする。

3 入会は、総会において別に定める会員及び会費等に関する規程（以下「会員及び会費等規程」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

### 改正案

第3条 この法人は、都道府県臨床検査技師会との連携のもと、臨床検査技師及び衛生検査技師（以下「検査技師」という。）の制度・身分の確立及び学術・技術の向上並びに福利厚生・相互団結の充実を図り、もって検査技師の職能意識を高めることにより、国民

の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第 7 条 1 項 正会員 都道府県臨床検査技師会の会員であって、かつ、検査技師の免許を有する者であって、この法人の目的に賛同して入会を希望する個人

第 8 条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議により別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、総会において別に定める会員及び会費等に関する規程（以下「会員及び会費等規程」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

## 2. 定時社員総会開催時期の変更について（定款の改正）

現在の定款では、第16条において、定時社員総会の開催時期を毎年1回5月に開催するとしている。

定時社員総会の招集通知は、総会運営規程第3条の規程により、開催日の4週間前までに通知することとなっており、事業年度（3月）終了後、決算書を作成し、執行理事会、理事会の承認を得て招集通知に議案するには日程面で大変厳しいこと、さらには、日本医学検査学会の開催が通年5月で計画されるため、定時総会を同月内に行うことが参加者の負担を強いる現状もあることなどを鑑み、定時社員総会の開催時期のありかたについて検討した。

現法律では、第三十六条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後、一定の時期に招集しなければならないとあり、総会開催期限の記載はされていないが、公益目的支出計画実施報告は6月末までに総会承認を得て監督官庁に提出する義務がある。

そこで、定時社員総会の運営を円滑、かつ確実に遂行することを目的に、開催時期を最長1ヶ月延長する案を検討し、事業年度終了後3か月以内に開催する事を提案したい。なお、本改正に付随して、関連する規程（総会運営規程など）も併せて改正するよう望む。

### 現行

第16条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は毎年1回5月に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会において開催の決議がなされたとき。
- 二 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

### 改正案

第16条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会において開催の決議がなされたとき。
- 二 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

### 3. 総会における電磁的方法の運用について（定款の遵守）

現在の定款では、総会における議決権行使方法として、第 21 条に総会に出席できない正会員は、予め通知した事項について書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができる、とあるが、平成 24 年以降、3 年間の総会において、この電磁的方法は導入・活用されてはいない。

今後も導入・活用しないのであれば定款からの削除提案も必要となるが、電磁的方法は IT 通信環境の普及や、遠隔地を含む会員の利便、議決権行使方法としても迅速性などの観点から有用であると思われ、これらの理由から、当委員会としては定款の遵守が正しい方向であると結論したので、削除は提案せず、逆に早期の運用（できれば平成 27 年度総会から）を目指すよう要望したい。

現行（改正せず）

第 21 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は、ほかの正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

（参考）総会運営規程

第 28 条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した正会員の議決権の数とする。

- 一 出席した正会員本人の議決権の数
- 二 代理人を出席させた正会員の議決権の数
- 三 議決権行使書を開催日の前日までに提出した正会員の議決権の数
- 四 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した正会員の議決権の数

#### 4. 代表理事及び副会長の複数名化について (定款の改正)

現在の定款では、第24条で代表理事は1名と限定されている。

また、第25条で副会長も1名と限定されている。これは過去の副会長3名制(選挙2名、会長推薦1名)から変更されたものである。しかし、医療関連団体だけでも20近い団体と折衝し、更に厚生労働省、国会議員はじめ多くの公的な渉外活動が展開される中、対外的に会長を代行する副会長が1名しかいないことによる支障が生じている。

また、法人法の改正に伴い、理事の中から代表理事及び執行理事を選任することとなったが、代表理事が1名であれば、会長が欠けたときに法人としての代表理事の代行者は担保されていない。

当委員会では、代表理事を複数名化するとともに、副会長職も複数名化することが妥当として、提案したい。

現行

**第24条** 2 理事のうち、1名を代表理事とし、8名以内を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

**第25条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。選任の手続きは、理事会の決議により別に定めることができる。

2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事より副会長1名、専務理事及び常務理事をそれぞれ若干名、選任することができる。

**第26条** 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、会長の業務執行に係る職務を代行する。

改正案

**第24条** 理事のうち、複数名を代表理事とし、8名以内を執行理事とすることができる。

**第25条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。選任の手続きは、理事会の決議により別に定めることができる。

2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事より、1名を会長、会長以外の代表理事を副会長として理事会において選任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事より、専務理事及び常務理事をそれぞれ若干名、選任することができる。

**第26条** 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め定めた順序により、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事及び常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(参考) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第九十条 理事会は、すべての理事で組織する。

3 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

第九十一条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

## 5. 理事会の開催回数について（定款の改正）

現在の定款では、第 34 条において、理事会の開催回数は年 4 回となっている。

定款第 26 条に、理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画するとあり、また、理事会の職務として、第 33 条に、『規程の制定、変更及び廃止』、『この法人の業務執行の決定』、『理事の業務の執行の監督』等があげられている。

職能団体としての日臨技を取り巻く環境はさらに厳しさを増しており、刻一刻と変化する状況に対応する必要がある。また、5 万人の会員に向けての事業をタイムリーに行うことも重要である。

理事会の開催回数が「毎事業年度 4 回」では、『業務執行の決定』『業務内容の周知』に遅れが出るため、実際に、「会長が必要と認めたとき。」の扱いで年 6 回程度の開催となっているのが現状である。

以上から、理事会の開催回数について、2 ヶ月に 1 回程度は最低限必要と考え、「毎事業年度 6 回開催」とする案を提案したい。

### 現行

第 34 条 理事会は毎事業年度 4 回開催するほか、次の各号に該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき。
- 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- 四 第 27 条第 1 項第 5 号の規程により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

### 改正案

第 34 条 理事会は毎事業年度 6 回開催するほか、次の各号に該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき。
- 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- 四 第 27 条第 1 項第 5 号の規程により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

## 補遺) 支部編成の見直しについて(定款外)

現在の支部制は平成 23 年 9 月 11 日に支部運営規程が制定され、平成 23 年 12 月 1 日より施行された。

4 年目を迎えて全国幹事会や支部長会議などから支部編成の見直しやそれに伴う支部学会、支部研修会について意見があり、検討を行った。

① 支部医学検査学会において合同開催に関する要望書が提出されていること。

首都圏支部などは 3 年に 1 回の輪番制では学会準備が厳しいことや近接している都県で両支部学会開催は会員の期待する学術活動や利便性に応えていないこと。そして会員の情報交換の機会が無くなったという意見がある。

② 支部研修会や支部学会などでは地理的な問題、交通の便などで会員の参加が困難な地域あること。また広大な地域を有する支部では支部内の移動費等の負担が大きいなどの理由で支部の再編成を望む意見がある。

そもそも支部編成の見直しに関しては、定款改正を対象とする当委員会の答申対象とならない。支部制が導入されて間もないこともあり、時期尚早と思われるという以下意見の表明にとどめたい。

### 意見

支部学会や支部研修会については柔軟な対応で検討を願う。支部学会の首都圏支部と甲信支部の合同開催に関しては学会組織委員会、執行理事会、理事会の判断にゆだね、支部学会運営規程、学会運営規程の再検討などで対応されたい。

平成 24 年、25 年の支部活動は以前の地区割りから支部への移行期間であり、平成 26 年度は支部研修会運営マニュアル、支部研修会会計マニュアルなどが出来上がり、その後に新学術部門体制として全支部に部門長、部門員が決定された。これにより支部学術部門の新体制が全支部において完成された段階で機能するのは今後である。そのような状況下で、ここで支部再編成は現実的でなく、各支部が求心力をもって本格的な活動に取り組み、軌道に乗る中で支部活動状況に応じて必要な再検討がなされるべきであろう。